

新潟市いじめ防止市民連絡協議会開催要綱

(目的)

第1条 学校, 社会教育機関, 地域住民, 家庭等が相互に連携していじめの防止を目指し, 健全育成にかかわる機関, 諸団体との連携を図るため, 新潟市いじめ防止市民連絡協議会(以下「協議会」という。)を開催する。

(所掌事務)

第2条 協議会は, 次の事項について協議する。

- (1) 子どもの健やかな成長といじめの防止等のための取り組みに関すること
- (2) 市民協働によるいじめの防止等のための取り組みの充実に関すること

(委員構成)

第3条 協議会は, 委員8人以内をもって組織する。

2 委員は, 次の各号のいずれかに該当する団体等に属する者の中から教育長が依頼する。

- (1) 警察
- (2) 法務局
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 新潟市PTA連合会
- (5) 児童相談所
- (6) 新潟市立小学校長会及び中学校長会
- (7) 前6号に掲げる者のほか, 教育長が必要と認める団体等

(任期)

第4条 委員の任期は, 1年とし, 再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は, 前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 協議会に委員長を置き, 委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は, 会務を総理し, 協議会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは, あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は, 委員長が招集する。

- 2 会議は, 委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めたときは, 会議に関係者の出席を求め, 説明又は意見を求めることができる。
- 4 会議は, 公開とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、学校支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。